

釜石地方振興局長告示第 12 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により、指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成 20 年 5 月 20 日

釜石地方振興局長 若 林 治 男

児童デイサービス

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地		変更年月日
		変更前	変更後	
0311100051	釜石市すくすく親子教室	釜石市上中島町四丁目 3 番 50 号	釜石市大町三丁目 8 番 3 号	平成 20 年 4 月 1 日